



介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスを安心して受けられる仕組みとして『介護保険制度』が創設され、平成12年4月にスタートしてから3年目に入りました。この間、この新しい社会保険制度が国民の間に定着し、より信頼されるものとなるよう様々な改善方針が講じられ、それにとともなう制度内容の変更が行われてきました。

また、平成15年度からの第2期事業運営期間を控え、本年度、介護保険の保険者である各市町村では、第2期市町村介護保険事業計画の策定及び平成15年度から平成17年度までの第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料の改定に向けた作業を行っています。

以上のことを踏まえ、本町では、さらに介護保険制度に対する住民各層の理解促進が図られるよう積極的な広報・啓発活動を行い、加えて本町の現時点での介護保険の状況や保険料改定に関する情報公開を進めるため、今回からシリーズで、制度についての内容や実施状況などについて解説していきます。

まず、第1回目から数回にわたって、本町における介護保険の実施状況について公表していきます。

● 介護保険の実施状況 ●

(1) 第1号被保険者(65歳以上の人)のいる世帯数

第1号被保険者のいる世帯は、年々増加傾向にあります。

区 分	平成14年3月末	平成13年3月末	平成12年3月末
総世帯数	6,781世帯	6,772世帯	6,772世帯
65歳以上者のいる世帯数	3,281世帯	3,217世帯	3,142世帯
総世帯数に占める割合	48.4%	47.5%	46.4%

(2) 第1号被保険者数(65歳以上の人数)

第1号被保険者数は年々増加傾向にあり、特に介護が必要な状態になりやすい後期高齢者(75歳以上の人)が著しく増えてきています。

区 分	平成14年3月末	平成13年3月末	平成12年3月末
総人口	16,377人	16,535人	16,712人
65歳以上75歳未満	2,616人	2,598人	2,548人
75歳以上	1,908人	1,815人	1,741人
計	4,524人	4,413人	4,289人
総人口に占める割合	27.6%	26.7%	25.7%

(3) 要介護(要支援)認定申請件数

介護保険制度において介護サービスを受けるためには、要介護認定の申請を行い、寝たきりや痴呆など、サービスを受けられる状態であるかどうかの判定をしてもらう必要があります。その判定をしてもらうための申請状況については次のとおりです。なお、更新申請件数が前年度に比較して大幅に増えているのは、要介護認定の有効期限が原則6か月前後で、有効期限が切れる前に更新手続きが必要になっているためです。

区 分	平成13年度	平成12年度	比 較
新規申請	226件	232件	△ 6件
更新申請	1,266件	870件	396件
変更申請	18件	13件	5件
状態変更申請	11件	17件	△ 6件
転入継続	1件	0件	1件
計	1,522件	1,132件	390件
要介護(要支援)認定件数	1,457件	1,078件	379件
要介護(要支援)認定割合	95.7%	95.2%	0.5%

※ 『新規申請』以外は、要介護(要支援)認定中の方を対象とした申請です。